

トリプル I P[®]サービス契約約款

第1編 トリプル I P[®]による地理空間情報サービス及びソフトウェアの利用

第1条（本約款等の適用）

- 本約款、トリプル I P[®]ライセンス証書の記載のほか本約款にて準用する文書（以下、総称して「本約款等」といいます）は、契約者が、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社（以下「乙」といいます。）の提供するトリプル I P[®]による地理空間情報サービス（以下「本サービス」といいます。）や本サービスを利用するにあたり必要なソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）を利用するにあたり、必要な条件を定めます。
- 契約者は、本サービス及び本ソフトウェアの利用にあたり、本約款等を遵守するものとします。

第2編 トリプル I P[®]による地理空間情報サービス

第1章 総則

第2条（定義）

- 「契約者（以下「甲」といいます）」とは、本約款等に同意し、乙との間で、本サービスの利用契約（以下、「本サービス契約」といいます。）を締結したものをいいます。
- 「利用者」とは、甲の許諾のもと、本サービス契約に基づく甲の地位に基づいて本サービスを利用するものをいいます。
- 「甲ら」とは、甲と利用者との総称です。
- 「ユーザID」とは、乙が、本サービスを実際に利用する者が利用者か否かを識別するため、甲に貸与する符号をいいます。
- 「契約者設備」とは、本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器、ソフトウェア、通信回線などで甲らの責任において選択、設置される設備をいいます。
- 「ライセンス数」とは、乙が許諾した利用者数をいい、乙は甲にライセンス数分のユーザIDを貸与します。
- 「本サービス設備」とは、乙が、本サービスを提供するため甲に提供するコンピュータ・サーバ、本ソフトウェア及び電気通信設備などをいいます。
- 「関連資料」とは、本ソフトウェアや本サービスを利用するための各種マニュアル及びその他の技術資料をいいます。
- 「本カスタマイズ」とは、甲が保有するコンテンツを本サービス上で適用、利用するため及び甲らが保有するシステムとの連携をするため、本サービス設備を翻案、改変することをいい、本サービスには含まれていません。
- 「本カスタマイズ契約」とは、本カスタマイズをするために、甲乙間で別途締結される契約をいいます。
- 「本提供データ」とは、乙が本サービスにより甲に提供するデータをいいます。
- 「甲データ」とは、本カスタマイズにより甲が本サービス設備に追加したデータまたは甲らが本サービス設備と連携させたデータをいいます（本カスタマイズ契約の締結の有無を問いません）。
- 「甲入力データ」とは、甲データを除く、甲らが本サービスを利用するに際し入力・提供した写真、地名その他のデータをいいます。
- 「甲データなど」とは、甲データと甲入力データの総称です。

第3条（本約款等の変更）

- 乙は本約款等を変更することがあります。この場合、変更後の本サービスの提供条件は、変更後の本約款等によります。
- 前項の変更を行う場合、乙は甲に対し、事前に、変更内容を通知又は告知します。ただし、通知が到達しない場合でも、乙のホームページ（<https://www.nttinf.co.jp>）上で告知された場合は、変更後の本約款等が適用されます。

3. 乙は、サービス料金を変更することがあります。この場合、変更後新たに本サービス契約を締結する場合は、変更後のサービス料金が適用されます。

第4条（サービス提供地域）

本サービスの提供地域は日本国内とします。

第2章 本サービス契約

第5条（本サービス契約の成立）

1. 本サービス契約の申込みは、乙所定の注文書に希望するライセンス数、希望利用開始日などを記入のうえ、乙が求める資料を乙に提出して行うものとします。
2. 前項の申込を承諾する場合、乙は、注文請書、利用開始日やライセンス数、個別に設定する利用条件などを記載したトリプルIP[®]ライセンス証書及びライセンス数分のユーザID、関連資料などを申込者に郵送又は電子メールに添付する方法にて送付します。
3. 本サービス契約は、前項の注文請書などを申込者が注文書に記載した住所またはメールアドレスに宛てて郵送または発送した時点で成立するものとします。
4. 次の各号に該当する場合、乙は申込みを承諾しないことがあります。この場合、乙は、遅滞なく申込者にその旨を通知します。
 - (1) 本サービスの提供が、技術上著しく困難であると乙が判断した場合
 - (2) 申込者が第1項に基づき提出した書類に、虚偽の記載又は記入漏れがある場合
 - (3) 申込者がサービス料金などの支払を怠るおそれがあると乙が判断した場合
 - (4) 申込者が、第17条1項（本サービス設備に対する禁止行為）に該当すると乙が判断した場合
5. 乙は、申込みを承諾した後であっても、甲が前項のいずれかに該当すると判断した場合、その承諾を取り消すことがあります。

第6条（本サービス契約の期間）

1. 本サービス契約の最低利用期間は1年とし、利用開始日から起算します。
2. 契約期間満了前に、甲又は乙から契約を終了させる旨の書面による意思表示がされないとき、本サービス契約は同一条件にて1年間自動延長されるものとし、以後も同様とします。

第3章 本サービスの利用

第7条（ユーザIDなどの管理）

1. 甲は、自らの責任のもと、ユーザIDが不正使用されないよう厳重に管理するものとします。
2. 甲は、いかなる場合も、ユーザIDを、利用者以外の第三者に開示、譲渡、貸与、共用することは出来ません。
3. 甲は、いかなる場合も、利用者以外の第三者に対して本サービスの全部又は一部を利用させることは出来ません。
4. 甲は、ユーザIDを用いてなされた本サービスの利用（利用者による利用も含み、それに限りません）が全て甲による利用とみなされることを承認し、サービス料金を支払うとともに、かかる利用により乙に生じた損害を全て賠償するとともに、第三者に損害を与えた場合は、甲の責任と費用で解決するものとします。

5. 甲は、ユーザIDが不正使用されていることを知った場合（疑いを抱いた場合を含みます）は、直ちに、乙にその旨連絡するものとします。
6. 前項の連絡を受けた場合又は乙がユーザIDの不正使用を知った場合、乙は強制的にユーザIDを変更することがあります。かかる場合、乙は甲にその旨通知します。

第8条（利用者）

1. 甲は、本サービス契約に基づく自らの地位に基づいて本サービスを利用できる者（利用者）を、自らの責任のもと選任し、利用者がユーザIDや本サービスを本サービス契約に反して利用しないよう、厳重に監督するものとします。
2. 甲は、甲の役員や従業員以外の者を利用者とすることは出来ません。
3. 甲は、利用者に対し、本サービス契約の内容を遵守させるものとします。
4. 甲は、ライセンス数を超える利用者に、本サービスを利用させることはできません。
5. 甲は、利用者1名につき、ユーザIDを1つ貸与するものとし、1つのユーザIDを複数人で共同利用させることはできません。

第9条（契約者設備の準備）

甲は、自らの費用と責任において、契約者設備を準備し、本サービス設備に接続するものとします。

第10条（本サービスの提供）

乙は、本約款等に別段の定めがある場合を除き、善良なる管理者の注意をもって、本サービスを提供します。本約款等に基づき甲が本サービスを利用出来る地位は、非独占的なものとします。

第11条（保守サービス）

1. 乙は、甲からの本サービスに関するお問合せ(甲らのソフトウェア、コンテンツ、甲らが本サービスに連携させたシステムなどに関連する問い合わせは除きます)を受け付けます。お問い合わせ受付時間は、乙の営業日の営業時間内といたします。
2. 甲は乙に対し、本サービスや本サービス設備の修正や更新を要望することができます。かかる場合でも、乙は甲の要望に応じる義務を負いません。
3. 修正・更新後の本サービス設備も、本サービス設備に該当するものとして、本約款等が適用されます。
4. 乙は、本条に基づく保守サービスを無償で行います。

第12条（第三者への委託）

乙は、必要に応じて、本サービスに関する業務を第三者に委託することができます。

第13条（本サービス及び本提供データに対する保証）

1. 乙は、本サービス及び本提供データの正確性、完全性（瑕疵やバグ等のないこと）、安全性（利用により甲らに損害を与えるおそれのないこと）、有用性（甲の利用目的に適合していることや、甲が期待する成果を実現すること）については、保証いたしません。
2. 乙は、本サービス、本サービス設備又は本提供データが、正確性や、完全性、安全性、有用性を欠いていることを知った場合も、修正そのほかの改善措置を行う義務を負いません。
3. 乙は、本サービス契約締結当時、知っている限りにおいて、本サービス、本サービス設備及び本提供データが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証いたします。

4. 甲は、本データなどの利用に起因して第三者との間に紛争が生じた場合は、自らの費用と責任において解決するものとします。ただし、前項にて乙が保証した範囲の事項に関する紛争は除きます。

第14条（第三者の権利侵害）

1. 本サービス、本サービス設備、本提供データ、関連資料に関して、第三者から知的財産権等を侵害しているとして何らかの請求、異議申立がなされまたは訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙の責任において対応します。
2. 前項の対応等に関し、乙から協力または報告等を求められた場合、甲は、これに応じなければならないものとします。

第15条（著作権など）

1. 本サービス設備、本提供データ及び関連資料に関する著作権その他の知的財産権は、乙が有します。
2. 甲は、本サービス設備や関連資料を複製、公衆送信（送信可能化を含みます）、翻案、改造、上映、口述、第三者へ開示、譲渡、貸与、逆コンパイル、逆アセンブリ、リバースエンジニアリングその他乙の著作権を侵害する利用をすることはできません。
3. 乙は甲に対し、関連資料を本契約の目的の範囲内において閲覧することのみを許諾します。
4. 乙は、甲らに対し、本提供データにつき、著作権や著作者人格権を行使しません。ただし、本提供データに著作者、出所・出典が表示又は記録されている場合（本提供データを印刷などにより複製した際に透かし表示される場合を含む）、甲は、本提供データの利用または使用の際における著作者や出所・出典の表示につき、乙の指示に従うものとします。

第16条（アクセス履歴などの取り扱い）

1. 乙は、本サービス設備への甲のアクセス履歴などの利用状況に関するデータについては、サービス料金の算定や本サービス設備の点検・保守の目的及び第30条1項各号（個人情報の利用目的）に定める目的で閲覧、参照、利用することがあります。
2. 乙は、次条1項各号に規定する行為（本サービス設備に対する禁止行為）に関連する甲データなどについて、甲の承諾を得ることなく削除することがあります。これによる甲の損害について、乙は一切の責任を負いません。

第17条（本サービス設備に対する禁止行為）

1. 本サービス契約に規定するほか、甲は、本サービスの利用において、以下に該当する行為（該当するおそれのある行為を含みます）をしてはいけません。
 - (1) 本サービス設備への無権限アクセスそのほか本サービス設備や本サービスの利用や運営に支障を与える行為
 - (2) 本カスタマイズ契約を締結することなく、本カスタマイズをしたり、本サービス設備へ甲データを追加したり、甲などが保有するシステムと連携させる行為
 - (3) 乙又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権、財産権、プライバシー権、肖像権を侵害する行為
 - (4) 犯罪行為又は公序良俗に反する行為
 - (5) 本サービス契約の規定に反する行為
 - (6) その他、前各号に類する行為など乙が不適切と判断する行為
2. 甲が前項のいずれかに該当する行為をしたことにより、乙が損害を被った場合、乙は甲に対して損害の一切（訴訟費用、弁護士費用等を含みます。）を賠償請求できるものとします。

第18条（本サービス提供の中止）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
 - (1) 本サービス設備の保守作業や修理作業の場合

- (2) 本サービス設備に障害が発生した場合
 - (3) 本サービス設備に過大な負荷などが生じた場合
 - (4) 乙が本サービス提供のために契約を締結しているサービスや電気通信役務の不具合
 - (5) 天災地変その他の不可抗力により、本サービスの提供が出来ない又は他の契約者に対するサービス提供に支障が生じるおそれがある場合
 - (6) 第20条1項各号（本サービスの廃止事由）に該当し、又は該当するおそれがあると乙が判断するとき
 - (7) その他、本サービス提供や本サービス設備の運用上や技術上、相当理由があると乙が判断した場合
2. 前項の規定により本サービスの提供を中止する場合、乙は事前に甲に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、事後速やかに通知します。
 3. 乙は、本条に基づき本サービス提供を中止したことにより甲に生じた損害について、一切責任を負いません。
 4. 甲は、第1項1号乃至4号、6号及び7号の事由により本サービス提供が中止されている期間のサービス料金の支払い義務を負いません。既に甲が支払っている場合、乙は日割り計算にて返還します。
 5. 甲は、自らの責めに帰すべき事由により生じた第1項1号乃至4号、6号及び7号の事由並びに第1項5号の事由により本サービス提供が中止されている期間のサービス料金の支払い義務を免れません。

第19条（本サービス提供の停止）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本サービス契約に基づく債務を履行しないとき
 - (2) 第5条4項（申し込み拒絶事由）に該当することが判明した場合
 - (3) 本サービス契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき
 - (4) 第17条第1項（本サービス設備に対する禁止行為）に該当するとき
 - (5) その他乙が不相当と判断する行為を行ったとき
 - (6) 支払い停止又は支払い不能となったとき
 - (7) 手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (8) 差押え、仮差押え、もしくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (9) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てをしたとき、又は申立を受けたとき
 - (10) 乙の信用状態に重大な変化があったとき
 - (11) 監督官庁から、営業許可の取り消し、停止などの処分を受けたとき
2. 本条に基づき本サービスの提供を停止しようとする場合、乙はあらかじめその理由、停止日、停止期間を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、事後速やかに通知します。
3. 乙は、本条に基づき本サービス提供を停止したことにより甲に生じた損害について、一切責任を負いません。
4. 甲は、本条に基づき本サービス提供が制限されている期間のサービス料金の支払い義務を免れません。

第20条（本サービスの廃止）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
 - (1) 天災地変そのほかの不可抗力により、本サービスを提供出来ないと乙が判断した場合
 - (2) 本サービス設備のうち乙の製造作成に関与しないソフトウェアやハードウェアなどにつき、製造、販売、保守などが終了した場合

- (3) その他、本サービスの運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部を廃止することについてやむを得ない相当な理由があると乙が判断した場合
- 前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、乙は甲に対し、廃止予定日の3か月前までにその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、できるだけ早期に通知すれば足りるものとします。
 - 本条に基づき本サービスの全部又は一部が廃止されたとき、第22条（乙による本サービス契約の解除）に基づく解除を要することなく、本サービス契約の全部又は一部は、当然に終了します。
 - 乙は、本条に基づき本サービスを廃止したことにより甲に生じた損害について、一切責任を負いません。
 - 甲は、第1項2号及び3号の事由により本サービスを廃止した後の残期間のサービス料金については、支払い義務を負いません。既に甲が支払っている場合、乙は日割り計算にて返還します。
 - 甲は、甲の責めに帰すべき事由により生じた第1項2号及び3号の事由並びに第1項1号の事由により本サービスを廃止した後の残期間のサービス料金の支払い義務を免れません。

第4章 契約の終了

第21条（甲による利用契約の解約）

- 甲は、1ヶ月前までに、甲所定の書面により乙に通知することにより、本サービス契約をいつでも解約することができます。
- 前項に基づく解約により乙に生じた損害について、甲は一切責任を負いません。
- 甲が、第1項に基づき契約期間を残して本サービス契約を解約する場合、第19条4項の規定を準用します。

第22条（乙による本サービス契約の解除）

- 第19条第2項に基づき乙が甲に通知した期間内に、通知した理由その他第19条1項所定の事由が解消されない場合、乙は何ら催告することなく、本サービス契約の全部または一部を解除することができます。
- 乙は、本サービス契約を解除したことにより甲に生じた損害について、一切責任を負いません。
- 前条第3項の規定は、本条に基づく解除の場合に準用します。
- 本条に基づく解除をした場合でも、乙が甲に対し損害賠償を請求することができます。

第23条（契約終了時の措置）

- 理由のいかんをとわず本サービス契約が終了した場合、乙は甲に貸与したユーザIDを無効化します。
- 本条に基づくユーザIDの無効化により甲に生じた損害について、乙は一切の責任を負いません。
- 甲及び乙は、本サービス契約終了後速やかに、関連資料その他相手方から受領した資料などを郵送して返却又は破棄することとします。
- 前項に基づき破棄した場合は、破棄した旨を文書にて相手に通知するものとします。
- 前2項に基づく郵送や破棄などに要する費用は、各自の負担とします。

第24条（残存条項）

- 本サービス契約が終了した場合であっても、未履行の本サービス契約に基づく債務については、本サービス契約の条項が適用されます。
- 前項にて、全ての債務が履行された場合でも、以下の各条項は、継続して効力を有します。
 - 第1条（本約款等の適用）

- (2) 第13条（本サービス及び本提供データに対する保証）
- (3) 第14条（第三者の権利侵害）
- (4) 第15条（著作権など）
- (5) 第23条（契約終了時の措置）
- (6) 本条
- (7) 第5章 サービス料金
- (8) 第6章 損害賠償・禁止事項
- (9) 第7章 秘密保持及び個人情報の管理
- (10) 第32条（権利譲渡などの禁止）
- (11) 第34条（反社会的勢力の排除）
- (12) 第35条（準拠法）
- (13) 第36条（協議）
- (14) 第37条（合意管轄）

第5章 サービス料金

第25条（サービス料金）

1. 甲は、本サービス提供を受ける対価として、乙が甲に提示する金額のサービス料金を支払うことを要します。
2. 甲は、サービス料金等について、注文請書に記載の支払い条件に従って支払うものとします。

第26条（消費税）

甲が乙に対しサービス料金等を支払う場合、当該サービス料金等の額に消費税を加算した額を支払うこととします。

第6章 損害賠償・禁止事項

第27条（乙の損害賠償義務）

1. 乙が本サービス契約に関連して甲に損害を与えた場合（債務の履行に際して甲に損害を与えた場合を含みます）、債務不履行、不法行為その他法律上の請求原因のいかんをとわず、乙に故意又は重過失があった場合に限り、損害を賠償する義務を負うものとします。その場合であっても、乙が負う損害賠償額は契約金額を限度とします。
2. 前項の規定は、本サービス契約に別段の定めがある場合は、かかる定めに従います。
3. 本サービスの利用により、甲が利用者又は第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決するものとします。

第28条（甲の損害賠償義務）

1. 甲がサービス料金その他の金銭債務について支払を怠った場合、甲は支払日の前日までの日数に年14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うこととします。
2. 甲が、前項に規定する債務以外の本サービス契約に基づく債務の不履行により、乙に損害を与えた場合、甲は当該損害を賠償するものとします。

第7章 秘密保持及び個人情報の管理

第29条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、相手方の書面等による承諾なくして、本サービス契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密（以下「秘密情報」といいます）を第三者に対して開示及び漏洩しないものとします。

2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、法令等の定め、又は裁判所等権限ある機関等による開示命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合は、必要な範囲内と認められる部分のみ開示することができるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
 - (1) 相手方からの開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方からの開示の時点で既に保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

第30条（個人情報の利用目的）

1. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、甲の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他本サービスを申込むにあたり必要となる個人情報について、甲は、乙が本サービス契約の目的に従い以下の各号の場合に必要な範囲内でのみ使用することに同意するものとします。なお、当該範囲を超える複製又は改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとします。
 - (1) 契約の履行（商品・サービスの提供等）、及びサービス料金の請求、回収、その他の事務処理を行うため
 - (2) 商品・サービスに関する情報提供・提案のため、又は商品・サービスの企画・利用の調査依頼等のため
 - (3) 商品・サービスに関する問合せ又は依頼等への対応その他事務連絡のため
 - (4) 甲から同意を得た範囲内で利用するため
2. 甲は、本サービスを利用するにあたり、前項の利用目的に同意するものとします。

第31条（個人情報の第三者への開示及び提供）

乙は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に定める個人情報のうち、本サービス契約の履行にあたって甲から取得した個人データ（同法第2条第6項に規定する「個人データ」をいいます。）については、本サービスの提供に際し、同法第20条に規定する安全管理措置と同等の措置を施すこととし、本サービス契約その他の契約において取得した個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除いて第三者に開示及び提供しないものとします。

- (1) 法令の定め、又は裁判所等権限ある機関による開示命令・指示による場合限定された特定の業務（サーバ運用の委託、ドメイン情報の登録等サービスの運営に不可欠な業務）で開示又は提供する場合
- (2) 第三者に開示又は提供することについて甲から事前に同意を得ている場合

第8章 そのほか

第32条 権利譲渡などの禁止

甲は、事前に乙の書面による同意を得た場合を除き、本サービス契約に基づく契約上の地位や本サービス契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、承継、再許諾、貸与、担保提供しないものとします。

第33条（通知条項）

1. 甲が、次に定める事項を行った場合、1ヶ月以内に、当該事項を証明できる書類を添えて、乙に書面で通知するものとします。
 - (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転などの組織に関する重大な変更

- (2) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (3) 株主を全議決権の3分の1を超えて変動させるなど、支配権に実質的変動を生じさせる行為
 - (4) 本店所在地, 商号, 代表者の変更など
2. 甲が前項の通知を懈怠したことなどにより, 甲に損害その他の不利益が生じたとしても, 乙は何らの責任も負いません。

第34条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は, 次の各号のいずれにも該当しないことを表明し, かつ, 将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員(取締役, 執行役又は監査役)が, 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号), 暴力団員(同法第2条6号), 暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者若しくはこれらに準ずる者, 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下, これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。)であること
 - (2) 自らの行う事業が, 暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し, 暴力団員等の威力を用いて財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し, 便宜を供与し, 又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本サービス契約の履行が, 暴力団員等の活動を助長し, 又は暴力団の運営に資するものであること
2. 甲及び乙は, 相手方が次の各号の一に該当するときは, 何らの通知, 催告を要せず即時に本サービス契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①相手方に対する暴力的な要求行為
 - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し, 又は偽計若しくは威力を用いて, 相手方の信用を毀損し, 又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①ないし④に準ずる行為
3. 甲及び乙は, 第2項の規定により本サービス契約を解除した場合, 相手方に損害が生じてこれを賠償する責を負わないものとします。

第35条 (準拠法)

本サービス契約の成立, 効力, 履行及び本約款等の解釈に関しては, 日本国法が適用されるものとします。

第36条 (協議)

本約款等に定めなき事項, その他各条項の解釈に疑義を生じた場合は, 甲乙誠意をもって協議し, 解決するものとします。

第37条（合意管轄）

本サービス契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第3編 オンプレミスによる本ソフトウェアの利用(以下、「オンプレ利用」といいます。)の特則

第38条（第2編の規定の読み替えなど）

1. オンプレ利用については、次項以下に定めるほかは、「本サービス」や「本サービス設備」「本サービス（の）提供」とあるのを、「本ソフトウェア」または「本ソフトウェアの利用」に読み替えらうえて、第2編の規定を適用または準用します。
2. オンプレ利用については、第2編第2条7号、16条、18条乃至20条の規定は適用しません（ただし、オンプレ利用に適用される条項で準用される場合を除く）。
3. オンプレ利用については、第2編の第18条を次のとおり変更します。
 - (1) 次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、本ソフトウェアを利用出来ません。
 - ①本ソフトウェアの保守作業や変更作業の場合
 - ②本ソフトウェアに障害が発生した場合
 - ③第20条1項各号に該当し、又は該当するおそれがあると乙が判断するとき
 - ④その他、運用上、技術上、相当の理由があると乙が判断するとき
 - (2) 前項1号、3号、4号の場合、乙は事前に甲に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、事後速やかに通知します。
 - (3) 乙は、本条に基づき甲が本ソフトウェアを利用できないことにより生じた損害については、一切責任を負いません。
 - (4) 甲は、本条に基づき本ソフトウェアを利用できない期間のサービス料金の支払い義務を免れません。ただし、第1項各号の事由が乙の責めに帰すべき事由による場合は除きます。
4. オンプレ利用については、第2編第23条1項及び2項を次のとおり変更します（第1項にて24条2項5号を準用する場合も同様）。
 - (1) 理由のいかんをとわず、本ソフトウェアの利用契約が終了した場合、乙は、甲に貸与したIDの無効化その他甲が本ソフトウェアを利用できなくなる措置を行います。かかる措置を行うために、乙が甲に協力を依頼した場合、甲は乙に協力するものとします。
 - (2) 前項の場合、乙は、直ちに、契約者設備にインストールした本ソフトウェア（第15条に違反して作成された複製物、二次的著作物なども含みます）を完全に削除したうえで、かかる削除を証明する文書を乙に送付するものとします。

第39条（非独占的、譲渡・再許諾不可）

本約款等により甲に許諾される本ソフトウェアの利用権は、譲渡、承継、再許諾、貸与、担保提供不可の非独占的なものとします。ただし、乙の書面による同意がある場合は、この限りではありません。

以上